

昭和四十年政令第二号

毒物及び劇物指定令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第一第二十八号、別表第二第九十四号、別表第三第十号及び第二十三号の二の規定に基づき、毒物及び劇物指定令（昭和三十一年政令第一百七十九号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（毒物）

第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」といふ。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。

- 一 アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、アジ化ナトリウム〇・一%以下を含有するものを除く。
一の一 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤
一の二 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤
一の三 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン一・八%以下を含有するものを除く。
一の四 アリルアルコール及びこれを含有する製剤
一の五 三アミノ一プロペン及びこれを含有する製剤
一の六 アルカノールアンモニウム二・四ジニトロ一六（一ニメチルプロピル）一フエノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム二・四ジニトロ一六（一ニメチルプロピル）一フエノラート及びこれを含有する製剤を除く。
一の七 五一イソシアナト一（イソシアナトメチル）一・三・三トリメチルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤
一の八 O一エチルO一（二ニソプロポキシカルボニルフェニル）一ニソプロポキシカルボニルフェニル（別名イソプロポキシカルボニルフェニル）（別名エトプロホス）及びこれを含有する製剤。ただし、O一エチルS一ジプロピルホスホロジチオアト五%以下を含有するものを除く。
二 エチルパラニトロフェニルチオペンゼンホスホネイト（別名EPN）を含有する製剤

剤。ただし、エチルパラニトロフェニルチオペンゼンホスホネイト一・五%以下を含有するものを除く。
二の二 N一エチルメチル（二ニクロル）四メチルメルカプトフェニル）一チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤
二の三 塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤
二の四 塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤
三 黄燐を含有する製剤
四 オクタクロルテトラヒドロメタノフタロンを含有する製剤
五 オクタメチルピロホスホルアミド（別名シユラダグ）を含有する製剤
五の二 オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤
六 クラレーを含有する製剤
六の二 クロトナルデヒド及びこれを含有する製剤
六の三 クロロアセトアルデヒド及びこれを含有する製剤
六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤
六の五 一クロロ二・四ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤
六の七 ニクロロピリジン及びこれを含有する製剤
六の八 三クロロ一・二プロパンジオール及びこれを含有する製剤
六の九（クロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤
六の十 五塩化燐及びこれを含有する製剤
六の十一 三塩化燐及びこれを含有する製剤
六の十二 三塩化燐及びこれを含有する製剤
六の十三 酸化コバルト（II）及びこれを含有する製剤
六の十四 三酸化砒素及びこれを含有する製剤
六の十五 三酸化砒素及びこれを含有する製剤
六の十六 ジアセトキシプロペン及びこれを含有する製剤
七 四アルキル鉛を含有する製剤
八 無機シアン化合物及びこれを含有する製剤
九 紺青及びこれを含有する製剤

ロ フェリシアン塩及びこれを含有する製剤
ハ フエロシアン塩及びこれを含有する製剤
九 ジエチルS一（エチルチオエチル）一ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルS一（エチルチオエチル）一ジチオホスフェイト五%以下を含有するものを除く。
九の二 ジエチルS一（二ニクロル）一フタルイミドエチル）一ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
九の三 ジエチル（一・三）ジチオシクロペンチリデン）一チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル（一・三）ジチオシクロペンチリデン）一チオホスホルアミド五%以下を含有するものを除く。
九の四 ジエチルパラジメチルアミノスルホニルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
十 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）を含有する製剤
十の二 ジエチル（四）メチルスルフィニルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル（四）メチルスルフィニルフェニルチオホスフェイト三%以下を含有するものを除く。
十の三 一・三ジクロロプロパン一ニオール及びこれを含有する製剤
十の四（ジクロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤
十の五 二・三ジシアノ一・四ジチアアソントラキノ（別名ジチアアソ）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三ジシアノ一・四ジチアアソントラキノ五〇%以下を含有するものを除く。
十一 ジニトロクレンゾールを含有する製剤
十二 ジニトロクレンゾール塩類及びこれを含有する製剤
十二の二 ジニトロフェノール及びこれを含有する製剤
十三 二・四ジニトロ一六（一ニメチルプロピル）一フェノールを含有する製剤。ただし、二・四ジニトロ一六（一ニメチルプロピル）一フェノール二%以下を含有するものを除く。
十三の二 ニジフェニルアセチル一・三インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、ニジフェニルアセチル一・三イン

ンダンジオン〇・〇五%以下を含有するものを除く。
十三の三 ジブチル（ジクロロ）スタンナン及びこれを含有する製剤
十三の四 四酸化硫黄及びこれを含有する製剤
十三の五 ジボラン及びこれを含有する製剤
十三の六 ジメチル（イソプロピルチオエチル）一ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチル（イソプロピルチオエチル）一ジチオホスフェイト四%以下を含有するものを除く。
十四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメト）を含有する製剤
十五 ジメチル（ジエチルアミド）一クロルクロトニル）一ホスフェイトを含有する製剤
十五の二 一・一、一ジメチル（四）四、一ジピリジニウムヒドロキシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
十六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）を含有する製剤
十六の二 一・一ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤
十六の三 二・二ジメチルプロパノイルクロライド（別名トリメチルアセチルクロライド）及びこれを含有する製剤
十六の四 二・二ジメチル一・三ペンゾジオキソール（四）ニメチルカルバマート（別名ペンダイオカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、二・二ジメチル一・三ペンゾジオキソール（四）ニメチルカルバマート五%以下を含有するものを除く。
十七 水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
イ アミノ塩化第二水銀及びこれを含有する製剤
ロ 塩化第一水銀及びこれを含有する製剤
ハ オレイン酸水銀及びこれを含有する製剤
ニ 「二ニカルボキシラトフェニル」チオ（エチル）水銀ナトリウム（別名チメロサール）〇・一%以下を含有する製剤
ホ 酸化水銀五%以下を含有する製剤
ヘ 沃化第一水銀及びこれを含有する製剤
ト 雷酸第二水銀及びこれを含有する製剤

- 一の四 アクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、アクリル酸一〇％以下を含有するものを除く。
- 一の五 亜硝酸イソブチル及びこれを含有する製剤
- 一の六 亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤
- 二 亜硝酸塩類
- 二の二 亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する製剤
- 二の三 亜硝酸メチル及びこれを含有する製剤
- 三 アセチレンジカルボン酸アミド及びこれを含有する製剤
- 三の二 亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤。ただし、容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二％以下を含有するものを除く。
- 四 アンリン塩類
- 四の二 アバメクチン一・八％以下を含有する製剤
- 四の三 ニーアミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、ニーアミノエタノール二〇％以下を含有するものを除く。
- 四の四 N—(ニーアミノエチル) —ニーアミノエタノール一〇％以下を含有するものを除く。
- 四の五 N—(ニーアミノエチル) エタン一・二—ジアミン及びこれを含有する製剤
- 四の六 L—(ニーアミノ—四—(ヒドロキシ) (メチル) ホスフィン) プチリル—L—アラニル—L—アラニンとして一九％以下を含有するものを除く。
- 四の七 ーアミノプロパン—二—オール及びこれを含有する製剤。ただし、ーアミノプロパン—二—オール四％以下を含有するものを除く。
- 四の八 ーアミノプロパン—一—オール及びこれを含有する製剤。ただし、ーアミノプロパン—一—オール一％以下を含有するものを除く。

- 四の九 ーアミノメチル—三・五—五—トリメチルシクロヘキシルアミン(別名イソホロンジアミン)及びこれを含有する製剤。ただし、ーアミノメチル—三・五—五—トリメチルシクロヘキシルアミン六％以下を含有するものを除く。
- 四の十 三—(アミノメチル) ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、三—(アミノメチル) ベンジルアミン八％以下を含有するものを除く。
- 五 N—アルキルアンリン及びその塩類
- 六 N—アルキルトルイジン及びその塩類
- 七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ 四—アセトキシフェニルジメチルスルホニウムヘキサフルオロアンチモネート及びこれを含有する製剤
- ロ アンチモン酸ナトリウム及びこれを含有する製剤
- ハ 酸化アンチモン(Ⅲ)を含有する製剤
- ニ 酸化アンチモン(V)及びこれを含有する製剤
- ホ 四酸化ニアンチモン及びこれを含有する製剤
- ヘ トリス(ジペンチルジチオカルバマート—S—S—)アンチモン五％以下を含有する製剤
- ト 硫化アンチモン及びこれを含有する製剤
- ハ アンモニアを含有する製剤。ただし、アンモニア一〇％以下を含有するものを除く。
- ハの二 ニーイソプロキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、ニーイソプロキシエタノール一五％以下を含有するものを除く。
- 九 ニーイソプロピルオキシフェニル—N—メチルカルバマート及びこれを含有する製剤。ただし、ニーイソプロピルオキシフェニル—N—メチルカルバマート一％以下を含有するものを除く。
- 九の二 ニーイソプロピルフェニル—N—メチルカルバマート及びこれを含有する製剤。ただし、ニーイソプロピルフェニル—N—メチルカルバマート一・五％以下を含有するものを除く。
- 十 ニーイソプロピル—四—メチルピリミジール—六—ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を含有する製剤。ただし、ニーイソ

- ソプロピル—四—メチルピリミジール—六—ジエチルチオホスフェイト五％(マイクロナブセル製剤にあつては、二五％)以下を含有するものを除く。
- 十の二 一水素二酸化アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、一水素二酸化アンモニウム四％以下を含有するものを除く。
- 十の三 ー、ーイミノジ(オクタメチレン)ジグアナジン(別名イミノクタジン)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ ー、ーイミノジ(オクタメチレン)ジグアナジンとして三・五％以下を含有する製剤(ロに該当するものを除く。)
- ロ ー、ーイミノジ(オクタメチレン)ジグアナジンアルキルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤
- 十一 可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤
- 十一の二 エタン—一・二—ジアミン及びこれを含有する製剤
- 十一の三 〇—エチル—〇—(ニーイソプロピル)キシルホルアルアミド(別名イソプロピル)五％以下を含有する製剤
- 十一の四 N—エチル—〇—(ニーイソプロピル)キシルホルアル—メチルピニル—〇—メチルチオホスホルアルアミド(別名プロペタン)及びこれを含有する製剤。ただし、N—エチル—〇—(ニーイソプロピル)キシルホルアル—メチルピニル—〇—メチルチオホスホルアルアミド一％以下を含有するものを除く。
- 十二 エチル—N—(ジエチルジチオホスホルアルアセチル) —N—メチルカルバマートを含有する製剤
- 十二の二 エチル—二—ジエトキシチオホスホルアルオキシ—五—メチルピラゾロ(一・五—a)ピリミジン—六—カルボキシラート(別名ピラゾホス)及びこれを含有する製剤
- 十三 エチル—二—四—ジクロルフェニルチオホスホゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチル—二—四—ジクロルフェニルチオホスホゼンホスホネイト三％以下を含有するものを除く。
- 十三の二 エチルジフェニルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチル

- ジフェニルジチオホスフェイト二％以下を含有するものを除く。
- 十三の三 〇—エチル—S—ジプロピル—ホスホロジチオアート(別名エトプロホス)五％以下を含有する製剤。ただし、〇—エチル—S—ジプロピル—ホスホロジチオアート三％以下を含有する徐放性製剤を除く。
- 十三の四 二—エチル—三・七—ジメチル—六—[四—(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]—四—キノリル—メチル—カルボナート及びこれを含有する製剤
- 十三の五 二—エチルチオメチルフェニル—N—メチルカルバマート(別名エチオフェニル)及びこれを含有する製剤。ただし、二—エチルチオメチルフェニル—N—メチルカルバマート二％以下を含有するものを除く。
- 十四 エチルパラニトロフェニルチオホスホゼンホスホネイト(別名EPN)一・五％以下を含有する製剤
- 十四の二 〇—エチル—S—プロピル—[二—E—(二—(シアノイミノ)—三—エチルイミダゾリジン—一—イル)ホスホノチオアート(別名イミシアホス)及びこれを含有する製剤。ただし、〇—エチル—S—プロピル—[二—E—(二—(シアノイミノ)—三—エチルイミダゾリジン—一—イル)ホスホノチオアート一・五％以下を含有するものを除く。]
- 十四の三 エチル—(Z)—一—N—ベンジデン—N—(メチル)—一—メチルチオエチル—オ—アミノ—プロピオナート及びこれを含有する製剤
- 十四の四 〇—エチル—〇—四—メチルチオフェニル—S—プロピル—ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、〇—エチル—〇—四—メチルチオフェニル—S—プロピル—ジチオホスフェイト三％以下を含有するものを除く。
- 十四の五 〇—エチル—S—一—メチルプロピル—(二—オキシ—三—チアゾリジン)ホスホノチオアート及びこれを含有する製剤。ただし、〇—エチル—S—一—メチルプロピル—(二—オキシ—三—チアゾリジン)ホスホノチオアート一・五％以下を含有するものを除く。

十四の六 四―エチルメルカプトフェニールN―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤

十四の七 エチレンオキシド及びこれを含有する製剤

十五 エチレンクロロヒドリンを含有する製剤

十五の二 エピクロロヒドリン及びこれを含有する製剤

十五の三 エマメクチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、エマメクチンとして二%以下を含有するものを除く。

十六 塩化水素を含有する製剤。ただし、塩化水素一〇%以下を含有するものを除く。

十六の二 塩化水素と硫酸とを含有する製剤。ただし、塩化水素と硫酸とを合わせて一〇%以下を含有するものを除く。

十七 塩化第一水銀を含有する製剤

十七の二 塩化チオニル及びこれを含有する製剤

十七の三 塩素

十八 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。

十八の二 (一R・二S・三R・四S)―七―オキサビシクロ〔二・二・二〕ヘプタン―二・三―ジカルボン酸(別名エンドタール)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(一R・二S・三R・四S)―七―オキサビシクロ〔二・二・二〕ヘプタン―二・三―ジカルボン酸として一・五%以下を含有するものを除く。

十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

十八の四 オキシラン―二―イルメチルメタクリレート及びこれを含有する製剤

十八の五 一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一―H―インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八―ノナクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一―H―インデン、四・五・六・七・八・八―ヘキサクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノインデン、一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一―H―インデン及びこれらの類縁化合物の混

合物(別名クロルデン)並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一―H―インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八―ノナクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一―H―インデン、四・五・六・七・八・八―ヘキサクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一―H―インデン及びこれらの類縁化合物の混合物六%以下を含有するものを除く。

十九 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素六%以下を含有するものを除く。

二十 過酸化ナトリウムを含有する製剤。ただし、過酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。

二十一 過酸化尿素を含有する製剤。ただし、過酸化尿素一七%以下を含有するものを除く。

二十二 カドミウム化合物。ただし、硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質を除く。

二十二の二 (二―カルボキシラトフェニル)チオ(エチル)水銀ナトリウム(別名チメロサル)〇・一%以下を含有する製剤

二十二の三 硝酸及びこれを含有する製剤。ただし、硝酸九〇%以下を含有するものを除く。

二十二の四 キシレン

二十二の五 キノリン及びこれを含有する製剤

二十三 無機金塩類。ただし、雷金を除く。

二十四 無機銀塩類。ただし、塩化銀及び雷酸銀を除く。

二十四の二 グリコール酸及びこれを含有する製剤。ただし、グリコール酸三・六%以下を含有するものを除く。

二十五 クレゾールを含有する製剤。ただし、クレゾール五%以下を含有するものを除く。

二十六 クロム酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、クロム酸鉛七〇%以下を含有するものを除く。

二十六の二 二―クロルエチルトリメチルアンモニウム塩類及びこれを含有する製剤

二十六の三 N―(三―クロル―四―クロルジフルオロメチルチオフェニル)―N、N、N、N―ジメチルウレア及びこれを含有する製剤。ただし、N―(三―クロル―四―クロルジフルオロメチルチオフェニル)―N、N、N、N―ジメチルウレア二%以下を含有するものを除く。

二十六の四 二―クロル―(二・四―ジクロルフェニル)ビニルエチルメチルホスフェイト及びこれを含有する製剤

二十六の五 二―クロル―(二・四―ジクロルフェニル)ビニルジメチルホスフェイト及びこれを含有する製剤

二十六の六 一―クロル―二―ジブロムエタン及びこれを含有する製剤

二十六の七 二―クロル―四・五―ジメチルフェニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤

二十七 クロルピクリン含有する製剤

二十八 クロルメチル含有する製剤。ただし、容量三〇〇ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であつて、クロルメチル五〇%以下を含有するものを除く。

二十八の二 クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤

二十八の三 二―クロロアニリン及びこれを含有する製剤

二十八の四 四―クロロ―三―エチル―一―メチル―N―(四―パラトリルオキシ)ベンジル)ピラゾール―五―カルボキサミド及びこれを含有する製剤

二十八の五 五―クロロ―N―(二―「四―(二―エトキシエチル)―二・三―ジメチルフェノキシ)エチル)―六―エチルピリミジン―四―アミン四%以下を含有するものを除く。

二十八の六 クロロギ酸ノルマルプロピル及びこれを含有する製剤

二十八の七 クロロ酢酸エチル及びこれを含有する製剤

二十八の八 クロロ酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤

二十八の九 一―クロロ―四―ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

二十八の十 二―クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

二十八の十一 トランス―N―(六―クロロ―三―ピリジルメチル)―N、N―シアノ―N―メチルアセトアミン(別名アセタミプリド)及びこれを含有する製剤。ただし、トランス―N―(六―クロロ―三―ピリジルメチル)―N、N―シアノ―N―メチルアセトアミン二%以下を含有するものを除く。

二十八の十二 一―(六―クロロ―三―ピリジルメチル)―N―ニトロイミダゾリジン―二―イリデンアミン(別名イミダクロプリド)及びこれを含有する製剤。ただし、一―(六―クロロ―三―ピリジルメチル)―N―ニトロイミダゾリジン―二―イリデンアミン二%(マイクロカプセル製剤にあつては、二%)以下を含有するものを除く。

二十八の十三 一―(六―クロロピリジン―三―イルメチル)―一・三―チアゾリジン―二―イリデンシアナミド(別名チアアクロプリド)及びこれを含有する製剤。ただし、三―(六―クロロピリジン―三―イルメチル)―一・三―チアゾリジン―二―イリデンシアナミド三%以下を含有するものを除く。

二十八の十四 (RS)―(O)―(四―クロロフェニル)ピラゾール―四―イル―O―エチル―S―プロピル―ホスホロチオアールト(別名ピラクロホス)及びこれを含有する製剤。ただし、(RS)―(O)―(四―クロロフェニル)ピラゾール―四―イル―O―エチル―S―プロピル―ホスホロチオアールト)六%以下を含有するものを除く。

二十八の十五 クロロブレン及びこれを含有する製剤

二十九 砒、砒化合物を含有する製剤

三十 砒、砒化合物を含有する製剤

三十の二 五酸化バナジウム(溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く)及びこれを含有する製剤。ただし、五酸化バナジウム(溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く)一〇%以下を含有するものを除く。

三十の三 酢酸エチル

三十の四 酢酸タリウム及びこれを含有する製剤

三十の五 サリノマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、サリ

ノマイシンとして一%以下を含有するものを除く。
 三十の六 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤
 三十の七 三塩化チタン及びこれを含有する製剤
 三十一 酸化水銀五%以下を含有する製剤
 三十一の二 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。
 三十一の三 四―ジアリルアミノ―三・五―ジメチルフェニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 四―「六―(アクリロイルオキシ)ヘキシルオキシ」―四―シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
- (2) 「二―アセトキシ―(四―ジエチルアミノ)ベンジリデン」マロノニトリル及びこれを含有する製剤
- (3) アセトニトリル四〇%以下を含有する製剤
- (4) 四・四、―アゾビス(四―シアノ吉草酸)及びこれを含有する製剤
- (5) 五―アミノ―(二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチルフェニル)―四―エチルスルフェニル―H―ピラゾール―三―カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれを含有する製剤
- (6) 五―アミノ―(二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチルフェニル)―三―シアノ―四―トリフルオロメチルスルフェニルピラゾール(別名フイプロニル)一%(マイクロカプセル製剤にあつては、五%)以下を含有する製剤
- (7) 四―アルキル安息香酸シアノフェニル及びこれを含有する製剤
- (8) 四―アルキル―四、―シアノ―パラ―テルフエニル及びこれを含有する製剤
- (9) 四―アルキル―四、―シアノ―ビフェニル及びこれを含有する製剤
- (10) 四―アルキル―四、―シアノ―フェニルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤

五―アルキル―二―(四―シアノフェニル)ピリミジン及びこれを含有する製剤
 四―アルキルシクロヘキシル―四、―シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
 五―(四―アルキルフェニル)―二―(四―シアノフェニル)ピリミジン及びこれを含有する製剤
 四―アルコキシ―四、―シアノ―ビフェニル及びこれを含有する製剤
 四―イソプロピルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 (E)―ウンデカ―九―エンニトリル、(Z)―ウンデカ―九―エンニトリル及びウンデカ―一〇―エンニトリルの混合物
 (E)―ウンデカ―九―エンニトリル四・五%以上五・五%以下を含有し、(Z)―ウンデカ―九―エンニトリル二・三%以上三・三%以下を含有し、かつ、ウンデカ―一〇―エンニトリル一〇%以上二〇%以下を含有するものに限り、及びこれを含有する製剤

- (11) 五―アルキル―二―(四―シアノフェニル)ピリミジン及びこれを含有する製剤
- (12) 四―アルキルシクロヘキシル―四、―シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
- (13) 五―(四―アルキルフェニル)―二―(四―シアノフェニル)ピリミジン及びこれを含有する製剤
- (14) 四―アルコキシ―四、―シアノ―ビフェニル及びこれを含有する製剤
- (15) 四―イソプロピルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (16) (E)―ウンデカ―九―エンニトリル、(Z)―ウンデカ―九―エンニトリル及びウンデカ―一〇―エンニトリルの混合物
- (17) (E)―ウンデカ―九―エンニトリル四・五%以上五・五%以下を含有し、(Z)―ウンデカ―九―エンニトリル二・三%以上三・三%以下を含有し、かつ、ウンデカ―一〇―エンニトリル一〇%以上二〇%以下を含有するものに限り、及びこれを含有する製剤
- (18) 四―(トランス―四―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (19) 四―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)―二―ピリミジン(別名ベンゾニトリル)及びこれを含有する製剤
- (20) 四―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)―二―フルオロベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (21) トランス―四、―エチル―トランス―一・一、―ビスシクロヘキサン―四―カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (22) 四、―(二―(エトキシ)エトキシ)―四―ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (23) 四―(トランス―四―(エトキシメチル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (24) 三―(オクタデセニルオキシ)プロピオニトリル及びこれを含有する製剤

オレオニトリル及びこれを含有する製剤
 カプリニトリル及びこれを含有する製剤
 カプリニトリル及びこれを含有する製剤
 二―(四―クロル―六―エチルアミノ)―S―トリアジン―二―イルアミノ)―二―メチルプロピオニトリル五〇%以下を含有する製剤
 四―クロル―二―シアノ―N―N―ジメチル五―パラトリルイミダゾール―一―スルホンアミド及びこれを含有する製剤
 三―クロル―四―シアノフェニル―四―エチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
 三―クロル―四―シアノフェニル―四―プロピルベンゾアート及びこれを含有する製剤
 一―(三―クロル―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ「一・五―a」ピリジン―二―イル)―五―「メチル(プロプ―二―イン―一―イル)アミノ」―H―ピラゾール―四―カルボニトリル(別名ピラクロニル)及びこれを含有する製剤
 一―(三―クロル―二―ピリジル)―四、―シアノ―二、―メチル―六、―(メチルカルバモイル)―三―「五―(トリフルオロメチル)―二―H―一・二・三・四―テトラゾール―二―イル)メチル」―H―ピラゾール―五―カルボキサニリド及びこれを含有する製剤
 (E)―「(四RS)―四―(二―クロルフェニル)―一・三―ジチオラン―二―イル」(二―H―イミダゾール―一―イル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
 二―(四―クロルフェニル)―二―(二―H―一・二・四―トリアゾール―一―イル)メチル)及びこれを含有する製剤
 (RS)―四―(四―クロルフェニル)―二―フェニル―二―(二―H―一・二・四―トリアゾール―一―イル)メチル)ブチロニトリル及びこれを含有する製剤

- (25) オレオニトリル及びこれを含有する製剤
- (26) カプリニトリル及びこれを含有する製剤
- (27) カプリニトリル及びこれを含有する製剤
- (28) 二―(四―クロル―六―エチルアミノ)―S―トリアジン―二―イルアミノ)―二―メチルプロピオニトリル五〇%以下を含有する製剤
- (29) 四―クロル―二―シアノ―N―N―ジメチル五―パラトリルイミダゾール―一―スルホンアミド及びこれを含有する製剤
- (30) 三―クロル―四―シアノフェニル―四―エチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (31) 三―クロル―四―シアノフェニル―四―プロピルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (32) 一―(三―クロル―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ「一・五―a」ピリジン―二―イル)―五―「メチル(プロプ―二―イン―一―イル)アミノ」―H―ピラゾール―四―カルボニトリル(別名ピラクロニル)及びこれを含有する製剤
- (33) 一―(三―クロル―二―ピリジル)―四、―シアノ―二、―メチル―六、―(メチルカルバモイル)―三―「五―(トリフルオロメチル)―二―H―一・二・三・四―テトラゾール―二―イル)メチル」―H―ピラゾール―五―カルボキサニリド及びこれを含有する製剤
- (34) (E)―「(四RS)―四―(二―クロルフェニル)―一・三―ジチオラン―二―イル」(二―H―イミダゾール―一―イル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (35) 二―(四―クロルフェニル)―二―(二―H―一・二・四―トリアゾール―一―イル)メチル)及びこれを含有する製剤
- (36) (RS)―四―(四―クロルフェニル)―二―フェニル―二―(二―H―一・二・四―トリアゾール―一―イル)メチル)ブチロニトリル及びこれを含有する製剤

高分子化合物
 シアノアクリル酸エステル及びこれを含有する製剤
 N―(二―シアノエチル)―一・三―ピス(アミノメチル)ベンゼン、N・N、―ジ(二―シアノエチル)―一・三―ピス(アミノメチル)ベンゼン及びN・N・N、―トリ(二―シアノエチル)―一・三―ピス(アミノメチル)ベンゼンの混合物並びにこれを含有する製剤
 (RS)―一―シアノ―N―「(R)―一―(二・四―ジクロルフェニル)エチル」―三・三―ジメチルブチラミド(別名ジクロシメツト)及びこれを含有する製剤
 二―シアノ―三・三―ジフェニルプロパ―二―エン酸―二―エチルヘキシルエステル及びこれを含有する製剤
 四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニル―四―ブター―三―エニルベンゾアート及びこれを含有する製剤
 四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニル―四―ペンチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
 N―(二―シアノ―一・二―ジメチルプロピル)―二―(二・四―ジクロルフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する製剤
 N―「(RS)―シアノ(チオフエン―二―イル)メチル」―四―エチル―二―(エチルアミノ)―一・三―チアゾール―五―カルボキサニリド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤
 四、―シアノ―四―ビフェニル―トランス―四―エチル―一―シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
 四、―シアノ―四―ビフェニル―トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)―一―シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
 四―シアノ―四、―ビフェニル―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤

- (37) 高分子化合物
- (38) シアノアクリル酸エステル及びこれを含有する製剤
- (39) N―(二―シアノエチル)―一・三―ピス(アミノメチル)ベンゼン、N・N、―ジ(二―シアノエチル)―一・三―ピス(アミノメチル)ベンゼン及びN・N・N、―トリ(二―シアノエチル)―一・三―ピス(アミノメチル)ベンゼンの混合物並びにこれを含有する製剤
- (40) (RS)―一―シアノ―N―「(R)―一―(二・四―ジクロルフェニル)エチル」―三・三―ジメチルブチラミド(別名ジクロシメツト)及びこれを含有する製剤
- (41) 二―シアノ―三・三―ジフェニルプロパ―二―エン酸―二―エチルヘキシルエステル及びこれを含有する製剤
- (42) 四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニル―四―ブター―三―エニルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (43) 四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニル―四―ペンチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (44) N―(二―シアノ―一・二―ジメチルプロピル)―二―(二・四―ジクロルフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する製剤
- (45) N―「(RS)―シアノ(チオフエン―二―イル)メチル」―四―エチル―二―(エチルアミノ)―一・三―チアゾール―五―カルボキサニリド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤
- (46) 四、―シアノ―四―ビフェニル―トランス―四―エチル―一―シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (47) 四、―シアノ―四―ビフェニル―トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)―一―シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (48) 四―シアノ―四、―ビフェニル―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤

- (57) (S) ー四ーシアノフェニル四ー(二ーメチルプロキシ)ペンゾアト及びこれを含有する製剤
- (56) (E) ー二ー(二ー(四ーシアノフェニル)ー)ー「三ー(トリフルオロメチル)フェニル」エチリデン」ーNー「四ー(トリフルオロメトキシ)フェニル」ヒドラジンカルボキサミドと(Z) ー二ー(二ー(四ーシアノフェニル)ー)ー「三ー(トリフルオロメチル)フェニル」エチリデン」ーNー「四ー(トリフルオロメトキシ)フェニル」ヒドラジンカルボキサミドとの混合物 (E) ー二ー(二ー(四ーシアノフェニル)ー)ー「三ー(トリフルオロメチル)フェニル」エチリデン」ーNー「四ー(トリフルオロメトキシ)フェニル」ヒドラジンカルボキサミド九〇%以上を含有し、かつ、(Z) ー二ー(二ー(四ーシアノフェニル)ー)ー「三ー(トリフルオロメチル)フェニル」エチリデン」ーNー「四ー(トリフルオロメトキシ)フェニル」ヒドラジンカルボキサミド一〇%以下を含有するものに限る。(別名メタフルミン)及びこれを含有する製剤
- (55) 四ーシアノフェニル四ー(トランスー四ーペンチルシクロヘキシル)ペンゾアト及びこれを含有する製剤
- (54) 四ーシアノフェニル四ー(トランスー四ーペンチルシクロヘキサンカルボキシラート)及びこれを含有する製剤
- (53) 四ーシアノフェニル四ー(トランスー四ーペンチルシクロヘキサンカルボキシラート)及びこれを含有する製剤
- (52) 四ーシアノフェニル四ー(トランスー四ーペンチルシクロヘキサンカルボキシラート)及びこれを含有する製剤
- (51) (トランスー四ーペンチルシクロヘキシル)ペンゾアト及びこれを含有する製剤
- (49) 四ーシアノ四ービフェニル四ー(ヘプチル四ービフェニルカルボキシラート)及びこれを含有する製剤

- (58) (RS) ーシアノー(三ーフェノキシフェニル)メチル二・二・三ー三ーテトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名フェンプロパトリン)一%以下を含有する製剤
- (59) (RS) ー三ーフェノキシペンジル二Nー(二ークロローR・R・R・Rートリフルオロパラトリル)ーDーパラナート(別名フルバリネート)五%以下を含有する製剤
- (60) Rーシアノー三ーフェノキシベンジル二・二ージクロロー(四ーエトキシフェニル)ーシクロプロパンカルボキシラート(別名シクロプロトリン)及びこれを含有する製剤
- (61) (S) ーRーシアノー三ーフェノキシベンジル二(R・三R)ー三ー(二・二ージクロロピニル)ー二ージメチルシクロプロパンカルボキシラートと(R) ーRーシアノー三ーフェノキシベンジル二(R・三S)ー三ー(二・二ージクロロピニル)ー二ージメチルシクロプロパンカルボキシラートとの等量混合物〇・八八%以下を含有する製剤
- (62) (S) ーRーシアノー三ーフェノキシベンジル二(R・三S)ー二・二ージメチル三ー(二・二・二ーテトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名トラロメトリン)〇・九%以下を含有する製剤
- (63) (S) ーRーシアノー三ーフェノキシベンジル二(Z)ー(二R・三S)ー二・二ージメチル三ー(二・二・二ートリフルオロエトキシカルボニル)ピニルシクロプロパンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (64) (S) ーRーシアノー三ーフェノキシベンジル二(二R・三R)ー二・二ージメチル三ー(二ーメチループロペニル)ーシクロプロパンカルボキシラートと(R) ーRーシアノー三ーフェノキシベンジル二(二R・三R)ー二・二ージメチル三ー(二ーメチループロペニル)ーシクロプロパンカルボキシラートとの

- 混合物(S) ーRーシアノー三ーフェノキシベンジル二(R・三R)ー二・二ージメチル三ー(二ーメチループロペニル)ーシクロプロパンカルボキシラート九一%以上九九%以下を含有し、かつ、(R) ーRーシアノー三ーフェノキシベンジル二(二R・三R)ー二・二ージメチル三ー(二ーメチループロペニル)ーシクロプロパンカルボキシラート一%以上九%以下を含有するものに限る。一〇%以下を含有するマイクロカプセル製剤
- (65) (RS) ーRーシアノー三ーフェノキシベンジル二(二R・三R)ー二・二ージメチル三ー(二ーメチループロペニル)ーシクロプロパンカルボキシラート八%以下を含有する製剤
- (66) (RS) ーRーシアノー三ーフェノキシベンジル二(二R・三S)ー二・二ージメチル三ー(二ーメチループロペニル)ーシクロプロパンカルボキシラート二%以下を含有する製剤
- (67) 四ーシアノー三ーフルオロフェニル四ー(トランスー四ーエチルシクロヘキシル)ペンゾアト及びこれを含有する製剤
- (68) 四ーシアノー三ーフルオロフェニル四ーエチルペンゾアト及びこれを含有する製剤
- (69) 四ーシアノー三ーフルオロフェニル四ー(エトキシメチル)ペンゾアト及びこれを含有する製剤
- (70) 四ーシアノー三ーフルオロフェニル四ー(トランスー四ーブチルシクロヘキシル)ペンゾアト及びこれを含有する製剤
- (71) 四ーシアノー三ーフルオロフェニル四ーブチルペンゾアト及びこれを含有する製剤
- (72) 四ーシアノー三ーフルオロフェニル四ー(ブトキシメチル)ペンゾアト及びこれを含有する製剤
- (73) 四ーシアノー三ーフルオロフェニル四ー(トランスー四ープロピルシクロヘキシル)ペンゾアト及びこれを含有する製剤
- (74) 四ーシアノー三ーフルオロフェニル四ープロピルペンゾアト及びこれを含有する製剤

- (75) 四ーシアノー三ーフルオロフェニル四ー(プロキシメチル)ペンゾアト及びこれを含有する製剤
- (76) 四ーシアノー三ーフルオロフェニル四ーヘプチルペンゾアト及びこれを含有する製剤
- (77) 四ーシアノー三ーフルオロフェニル四ー「(三E)ーペンター三ーエンー」ーイル」ペンゾアト及びこれを含有する製剤
- (78) 四ーシアノー三ーフルオロフェニル四ー(ベンチルオキシメチル)ペンゾアト及びこれを含有する製剤
- (79) 四ーシアノー三ーフルオロフェニル四ー(トランスー四ーペンチルシクロヘキシル)ペンゾアト及びこれを含有する製剤
- (80) 四ーシアノー三ーフルオロフェニル四ーペンチルペンゾアト及びこれを含有する製剤
- (81) Rーシアノー四ーフルオロー三ーフェノキシベンジル三ー(二・二ージクロロピニル)ー二・二ージメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五%以下を含有する製剤
- (82) 四、ー(シアノメチル)ー二ーイソプロピル五・五ージメチルシクロヘキサンカルボキサニド及びこれを含有する製剤
- (83) 二ーシアノーNーメチルー「三ー(二・四・六ートリオキソテトラヒドロピリミジン五(二H)ーイリデン)ー二・三ージヒドローHーイソインドールー」ーイリデン」アセトアミド(別名ピグメントイエロー一八五)及びこれを含有する製剤
- (84) Nーシアノメチル四ー(トリフルオロメチル)ニコチンアミド(別名フロニカミド)及びこれを含有する製剤
- (85) Nー(四ーシアノメチルフェニル)ー二ーイソプロピル五ーメチルシクロヘキサンカルボキサミド及びこれを含有する製剤
- (86) トランスー(二ーシアノー二ーメトキシイミノアセチル)ー三ーエチルウレア

- (99) 二・六―ジフルオロ―四―(トランス―四―ビニルシクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (98) ジシアンジアミド及びこれを含有する製剤
- (97) 四―(二・二―ジシアノエテン―イール) フェニルニ・四・五―トリクロロペンゼン―スルホナート及びこれを含有する製剤
- (96) 「(E)―〔四R)―四―(二・四―ジクロロフェニル)―三―ジチオラン―二―イリデン〕(―H―イミダゾール―イール) アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (95) 一―(二・六―ジクロロ―r・r・r―トリフルオロ―p―トリル)―四―(ジフルオロメチルチオ)―五―〔二―ピリジルメチル) アミノ〕ピラゾール―三―カルボニトリル (別名ピリプロール) 二・五% 以下を含有する製剤
- (94) 三・四―ジクロロ―ニ―シアノ―二―チアゾール―五―カルボキサニリド (別名イソチアニル) 及びこれを含有する製剤
- (93) 二・六―ジクロロシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (92) シクロポリ (三・四) 「ジフェノキシ、フェノキシ (四―シアノフェノキシ) 及び「ビス (四―シアノフェノキシ) ホスファゼン」の混合物並びにこれを含有する製剤
- (91) ニ―シクロヘキシリデン―ニ―フェニルアセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (90) シクロヘキシリデン―オ―トリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (89) 三・三・一 (一・四―ジオキソピロロ「三・四」c) ピロロ―三・六―ジイル) ジベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (88) O・O―ジエチル―O―(r―シアノベンジリデンアミノ) チオホスフェイト (別名ホキシム) 及びこれを含有する製剤
- (87) 一・四―ジアミノ―二・三―ジシアノアントラキノン及びこれを含有する製剤

- (100) 二・六―ジフルオロ―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (101) 二・六―ジフルオロ―四―(五―プロピルピリミジン―ニ―イール) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (102) 四―〔二・三―(ジフルオロメチレンジオキシ) フェニル〕ピロロ―三―カルボニトリル (別名フルジオキソニル) 及びこれを含有する製剤
- (103) 三・七―ジメチル―二・六―オクタジェンニトリル及びこれを含有する製剤
- (104) 三・七―ジメチル―六―オクテンニトリル及びこれを含有する製剤
- (105) 三・七―ジメチル―二・六―ノナジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- (106) 三・七―ジメチル―三・六―ノナジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- (107) 四・八―ジメチル―七―ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
- (108) ジメチルパラシアンフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- (109) 三―(六・六―ジメチルピシクロ「三・一・一」ヘプター―ニ―エン―ニ―イール)―二―ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤
- (110) 一・二―ジ (二―(四―「二―(二―メチルプロボキシ) カルボニル―ニ―シアノエテニル) フェニルチオ) エトキシ) エタン及びこれを含有する製剤
- (111) N―(r・r―ジメチルベンジル)―二―シアノ―二―フェニルアセトアミド及びこれを含有する製剤
- (112) 三・四―ジメチルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (113) 四・四―ジメトキシブタンニトリル及びこれを含有する製剤
- (114) 三・五―ジヨード―四―オクタノイルオキシベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (115) ステアロニトリル及びこれを含有する製剤

- (116) 染料
- (117) テトラクロルメタジアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (118) 二・三・三・三―テトラフルオロ―二―(トリフルオロメチル) プロパンニトリル及びこれを含有する製剤
- (119) 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル) ベンジル (Z)―(二R・三R)―三―(二―シアノプロパ―ニ―エニル)―二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル) ベンジル (E)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパ―ニ―エニル)―二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル) ベンジル (Z)―(二―シアノプロパ―ニ―エニル)―三―(二―シアノプロパ―ニ―エニル)―二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル) ベンジル (E)―(二R・三R)―三―(二―シアノプロパ―ニ―エニル)―二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
- (120) 二・二・二―トリフルオロエチル (一S)―一―シアノ―ニ―メチルプロピルカルバマート及びこれを含有する製剤
- (121) ニ―二・三―トリメチル―三―シクロペンテンアセトニトリル―〇% 以下を含有する製剤
- (122) P―トルエンスルホン酸 二―四―〔三―「シアノ (二―メチルフェニル) メチリデン」チオフェン―二―(三H)―イリデン」アミノオキシスルホニル〕フェニル及びこれを含有する製剤
- (123) ノナー―二・六―ジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- (124) パラジアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (125) パルミトニトリル及びこれを含有する製剤
- (126) 一・二―ビス (N―シアノメチル―N―ジメチルアンモニウム) エタンニトリル及びこれを含有する製剤

- (127) 三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル) ベンジル (E Z)―(一R・三S R)―三―(二―シアノプロパ―ニ―エニル)―二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート 1% 以下を含有し、かつ、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル) ベンジル (E)―(一S・三S)―三―(二―シアノプロパ―ニ―エニル)―二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート 〇・二% 以下を含有するものに限り、並びにこれを含有する製剤
- (128) 二―トリデセンニトリルと三―トリデセンニトリルとの混合物 (二―トリデセンニトリル 八〇% 以上八四% 以下を含有し、かつ、三―トリデセンニトリル 一五% 以上一九% 以下を含有するものに限り) 及びこれを含有する製剤
- (129) 二・二―トリフルオロエチル (一S)―一―シアノ―ニ―メチルプロピルカルバマート及びこれを含有する製剤
- (130) 二・二・三―トリメチル―三―シクロペンテンアセトニトリル―〇% 以下を含有する製剤
- (131) P―トルエンスルホン酸 二―四―〔三―「シアノ (二―メチルフェニル) メチリデン」チオフェン―二―(三H)―イリデン」アミノオキシスルホニル〕フェニル及びこれを含有する製剤
- (132) ノナー―二・六―ジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- (133) パラジアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (134) パルミトニトリル及びこれを含有する製剤
- (135) 一・二―ビス (N―シアノメチル―N―ジメチルアンモニウム) エタンニトリル及びこれを含有する製剤

- (130) ニーヒドロキシ―五―ピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (131) 四―(トランス―四―ビニルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (132) 三―ピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤
(二乙)―二―フェニル―二―ヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤
- (133) ブチルⅡ(R)―二―〔四―(四―シアノ―二―フルオロフェノキシ)フェノキシ〕プロピオナート(別名シハロホツブチル)及びこれを含有する製剤
- (134) トランス―四―(五―ブチル―一・三―ジオキサニ―二―イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (135) 四―〔トランス―四―二―(トランス―四―ブチルシクロヘキシル)エチル〕シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (136) 四―〔トランス―四―(トランス―四―ブチルシクロヘキシル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (137) 四―〔トランス―四―(トランス―四―ペンゾニトリル及びこれを含有する製剤)酸四―シアノ―三―フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
(E)―二―(四―ターシャリーブチルフェニル)―二―シアノ―一―(一・三・四―トリメチルピラゾール―五―イル)ピニルⅡ二・二―ジメチルプロピオナート(別名シエノピラフェン)及びこれを含有する製剤
- (138) トランス―四、―ブチル―トランス―四―ヘブチル―トランス―一・一、―ビシクロヘキサニ―四―カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (139) 四、―(トランス―四―(三―ブテニル)シクロヘキシル)―四―ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (140) 四―(トランス―四―(三―ブテニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (141) 四―(トランス―四―(三―ブテニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (142) 四―(トランス―四―(三―ブテニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (143) 二―フルオロ―四―(トランス―四―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (144) (Z)―二―二―フルオロ―五―(トリフルオロメチル)フェニルチオ―二―〔三―(二―メトキシフェニル)―一・三―チアゾリジン―二―イリデン〕アセトニトリル(別名フルチアニル)及びこれを含有する製剤
- (145) 二―フルオロ―四―(トランス―四―ビニルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (146) 二―フルオロ―四―〔トランス―四―(E)―(プロパー―一―エン―一―イル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (147) 二―フルオロ―四―(トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (148) 二―フルオロ―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (149) 二―フルオロ―三―四―プロピル〔一・二―二・二・四・三―テルフエニル〕―一―四―カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (150) 三、―フルオロ―四、―プロピル―四―パラ―テルフエニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (151) 二―フルオロ―四―(トランス―四―ペンチルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (152) 二―フルオロ―四―(トランス―四―(三―メトキシプロピル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (153) トランス―四―(五―プロピル―一・三―ジオキサニ―二―イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (154) 四―〔トランス―四―二―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)エチル〕シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (155) シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (156) 四―(トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (157) 二―二―(プロピルスルホニルオキシイミノ)チオフェン―三―(二H)―イリデン〕―二―(二―メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (158) 四―二―(トランス―四、―プロピル―トランス―一・一、―ビシクロヘキサニ―四―イル)エチル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (159) 四―〔トランス―四―(一―プロベニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (160) 三―プロモ―一―(三―クロロピリジン―二―イル)―N―〔四―シアノ―二―メチル―六―(メチルカルバモイル)フェニル〕―一―H―ピラゾール―五―カルボキサミド(別名シアントラニプロール)及びこれを含有する製剤
- (161) 四―プロモ―一―(四―クロロフェニル)―一―エトキシメチル―五―トリフルオロメチルピロール―三―カルボニトリル(別名クローフェナピル)○・六%以下を含有する製剤
- (162) 二―プロモ―二―(プロモメチル)グルトロニトリル及びこれを含有する製剤
- (163) 三―(シス―三―ヘキセニロキシ)プロパニトリル及びこれを含有する製剤
- (164) 四―〔五―(トランス―四―ヘブチルシクロヘキシル)―二―ピリミジニル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (165) ペンタクロルマンデル酸ニトリル及びこれを含有する製剤
- (166) トランス―四―(五―ペンチル―一・三―ジオキサニ―二―イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (167) 四―(トランス―四―(トランス―四―ペンチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (168) 四―ベンチル―二・六―ジフルオロ安息香酸四―シアノ―三―フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (169) 四―〔(E)―三―ペンテニル〕安息香酸四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (170) 四、―(トランス―四―(四―ペンテニル)シクロヘキシル)―四―ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (171) 四―〔トランス―四―(一―ペンテニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (172) 四―(トランス―四―(三―ペンテニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (173) 四―(トランス―四―(四―ペンテニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (174) ミリストニトリル及びこれを含有する製剤
- (175) メタジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (176) 四、―メチル―二―シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
- (177) メチルⅡ(E)―二―二―〔六―(二―シアノフェノキシ)ピリミジン―四―イルオキシ)フェニル〕―三―メトキシアクリレート八〇%以下を含有する製剤
- (178) 二―メチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤
- (179) 三―メチル―二―ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
- (180) 三―メチル―三―ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
- (181) 二―二―(四―メチルフェニルスルホニルオキシイミノ)チオフェン―三―(二

H)「イリデン」―二―(二―メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(182) (Z)―「五―」四―(四―メチルフェニル)スルホニルオキシ)フェニルスルホニルオキシイミノ)―五H―チオフェン―「イリデン」―(二―メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(183) 三―メチル―五―フェニルペンタ―二―エンニトリル及びこれを含有する製剤

(184) 二―メトキシエチル―(RS)―二―(四―ト―ブチルフェニル)―二―シアノ―三―オキソ―三―(二―トリフルオロメチルフェニル)プロパノアート(別名シフルメトフェン)及びこれを含有する製剤

(185) 四―「トランス―四―(メトキシプロピル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(186) 四―「トランス―四―(メトキシメチル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(187) ラウロニトリル及びこれを含有する製剤

三十三 ジイソプロピル―S―(エチルスルフィンメチル)―ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジイソプロピル―S―(エチルスルフィンメチル)―ジチオホスフェイト五%以下を含有するものを除く。

三十三の二 二―(ジエチルアミノ)エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―(ジエチルアミノ)エタノール〇・七%以下を含有するものを除く。

三十三の三 二―ジエチルアミノ―六―メチルピリミジン―四―ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

三十四 ジエチル―S―(エチルチオエチル)―ジチオホスフェイト五%以下を含有する製剤

三十四の二 ジエチル―S―(二―オキソ―六―クロルペンゾオキサゾロメチル)―ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―S―(二―オキソ―六―クロルペンゾオキサゾロメチル)―ジチオホスフェイト二・二%以下を含有するものを除く。

三十四の三 O・O、―ジエチル―O、―(二―キノキサリニル)―チオホスファート(別名キナルホス)及びこれを含有する製剤

三十五 ジエチル―四―クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイトを含有する製剤

三十五の二 ジエチル―一―(二・・四)―ジクロルフェニル)―二―クロルピニルホスフェイト及びこれを含有する製剤

三十六 ジエチル―(二・四)―ジクロルフェニル)―チオホスフェイトを含有する製剤。ただし、ジエチル―(二・四)―ジクロルフェニル)―チオホスフェイト三%以下を含有するものを除く。

三十七 ジエチル―二・五―ジクロルフェニル)カプトメチルジチオホスフェイトを含有する製剤。ただし、ジエチル―二・五―ジクロルフェニル)カプトメチルジチオホスフェイト一・五%以下を含有するものを除く。

三十七の二 ジエチル―(一・三)―ジチオシクロペンチリデン)―チオホスホルアミド五%以下を含有する製剤

三十七の三 ジエチル―スルファート及びこれを含有する製剤

三十七の四 ジエチル―三・五・六―トリクロル―二―ピリジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―三・五・六―トリクロル―二―ピリジチオホスフェイト一%(マイクロカプセル製剤にあつては、二五%)以下を含有するものを除く。

三十七の五 ジエチル―(五―フェニル―三―イソキサゾリル)―チオホスフェイト(別名イソキサチオン)及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―(五―フェニル―三―イソキサゾリル)―チオホスフェイト二%以下を含有するものを除く。

三十七の六 ジエチル―S―ベンジルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―S―ベンジルチオホスフェイト二・三%以下を含有するものを除く。

三十七の七 ジエチル―四―メチルスルフィン)―チオホスフェイト三%以下を含有する製剤

三十八 四塩化炭素を含有する製剤

三十八の二 二―(一・三)―ジオキサラン―二―(イリ)―フエニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤

三十八の三 一・三―ジカルバモイルチオ―二―(N・N)―ジメチルアミノ)―プロパン、その塩類及びこれらはいずれかを含有する製

剤。ただし、一・三―ジカルバモイルチオ―二―(N・N)―ジメチルアミノ)―プロパンとして二%以下を含有するものを除く。

三十九 しきみの実

三十九の二 シクロヘキサ―四―エン―一・二―ジカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤

四十 シクロヘキシミドを含有する製剤。ただし、シクロヘキシミド〇・二%以下を含有するものを除く。

四十の二 シクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤

四十の三 ジ(二―クロロイソプロピル)エーテル及びこれを含有する製剤

四十の四 ジクロルジニトロメタン及びこれを含有する製剤

四十の五 二・四―ジクロル―六―ニトロフェノール、その塩類及びこれらはいずれかを含有する製剤

四十一 ジクロルブチンを含有する製剤

四十一の二 二・・四―ジクロロ―e・e・e―トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンスルホンアニリド(別名フルスルファミド)及びこれを含有する製剤。ただし、二・・四―ジクロロ―e・e・e―トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンスルホンアニリド〇・三%以下を含有するものを除く。

四十一の三 二・四―ジクロロ―一―ニトロペンゼン及びこれを含有する製剤

四十一の四 二・四―ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤

四十二 二・三―ジ(ジエチルジチオホスホロ)―パラジオキサンを含有する製剤

四十二の二 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシルアミン四%以下を含有するものを除く。

四十二の三 ジデンル(ジメチル)アンモニウムクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ジデンル(ジメチル)アンモニウムクロリド〇・四%以下を含有するものを除く。

四十三 二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェノール及びこれを含有する製剤

四十三の二 二・四―ジニトロトルエン及びこれを含有する製剤

四十四 二・四―ジニトロ―六―(一―メチルプロピル)―フエニルアセテートを含有する製剤

四十五 二・四―ジニトロ―六―(一―メチルプロピル)―フエニル二%以下を含有する製剤

四十六 二・四―ジニトロ―六―メチルプロピルフェノールジメチルアクリレート含有する製剤

四十六の二 ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート(別名ジノカツブ)及びこれを含有する製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート〇・二%以下を含有するものを除く。

四十六の三 二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチル―七―ベンゾ「b」フラン―N―ジブチルアミノチオ―N―メチルカルバマート(別名カルボスルファン)及びこれを含有する製剤

四十七 二・二、―ジビリジリウム―一、一―エチレンジプロミドを含有する製剤

四十七の二 二―ジフェニルアセチル―一・三―インダンジオン〇・〇〇五%以下を含有する製剤

四十七の三 三―(ジフルオロメチル)―一―メチル―N―「(三R)」―一・一・三―トリメチル―二・三―ヒドロ―H―インデン―四―「イリ」―H―ピラゾール―四―カルボキサミド三%以下を含有するものを除く。

四十七の四 ジプロピル―四―メチルチオフェニルホスフェイト及びこれを含有する製剤

四十八 一・二―ジプロムエタン(別名EDB)を含有する製剤。ただし、一・二―ジプロムエタン五〇%以下を含有するものを除く。

四十九 ジプロムクロルプロパン(別名DBC P)を含有する製剤

五十 三・五―ジプロム―四―ヒドロキシ―四、―ニトロアゾベンゼンを含有する製剤。ただし、三・五―ジプロム―四―ヒドロキシ―四、―ニトロアゾベンゼン三%以下を含有するものを除く。

四十四 二・四―ジニトロ―六―(一―メチルプロピル)―フエニルアセテートを含有する製剤

四十五 二・四―ジニトロ―六―(一―メチルプロピル)―フエニル二%以下を含有する製剤

四十六 二・四―ジニトロ―六―メチルプロピルフェノールジメチルアクリレート含有する製剤

四十六の二 ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート(別名ジノカツブ)及びこれを含有する製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート〇・二%以下を含有するものを除く。

四十六の三 二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチル―七―ベンゾ「b」フラン―N―ジブチルアミノチオ―N―メチルカルバマート(別名カルボスルファン)及びこれを含有する製剤

四十七 二・二、―ジビリジリウム―一、一―エチレンジプロミドを含有する製剤

四十七の二 二―ジフェニルアセチル―一・三―インダンジオン〇・〇〇五%以下を含有する製剤

四十七の三 三―(ジフルオロメチル)―一―メチル―N―「(三R)」―一・一・三―トリメチル―二・三―ヒドロ―H―インデン―四―「イリ」―H―ピラゾール―四―カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、三―(ジフルオロメチル)―一―メチル―N―「(三R)」―一・一・三―トリメチル―二・三―ヒドロ―H―インデン―四―「イリ」―H―ピラゾール―四―カルボキサミド三%以下を含有するものを除く。

四十七の四 ジプロピル―四―メチルチオフェニルホスフェイト及びこれを含有する製剤

四十八 一・二―ジプロムエタン(別名EDB)を含有する製剤。ただし、一・二―ジプロムエタン五〇%以下を含有するものを除く。

四十九 ジプロムクロルプロパン(別名DBC P)を含有する製剤

五十 三・五―ジプロム―四―ヒドロキシ―四、―ニトロアゾベンゼンを含有する製剤。ただし、三・五―ジプロム―四―ヒドロキシ―四、―ニトロアゾベンゼン三%以下を含有するものを除く。

五十の二 二・三 ジブプロモプロバン―オ
 ール及びこれを含有する製剤
 五十の三 二―(ジメチルアミノ) エタノール
 及びこれを含有する製剤。ただし、二―(ジ
 メチルアミノ) エタノール三・一%以下を含
 有するものを除く。
 五十の四 二―(ジメチルアミノ) エチルメ
 タクリレート及びこれを含有する製剤。た
 だし、二―(ジメチルアミノ) エチルメタ
 クリレート六・四%以下を含有するものを除
 く。
 五十の五 二―ジメチルアミノ―五・六―ジメ
 チルピリミジル―四―N・N―ジメチルカル
 バメート及びこれを含有する製剤
 五十の六 五―ジメチルアミノ―二・三―
 トリチアン、その塩類及びこれらのいずれか
 を含有する製剤。ただし、五―ジメチルアミ
 ノ―二・三―トリチアンとして三%以下
 を含有するものを除く。
 五十の七 ジメチルアミン及びこれを含有する
 製剤。ただし、ジメチルアミン五〇%以下を
 含有するものを除く。
 五十の八 ジメチル―(イソプロピルチオエチ
 ル)―ジチオホスフェイト四%以下を含有す
 る製剤
 五十一 ジメチルエチルスルフェイルイソプロ
 ピルチオホスフェイトを含有する製剤
 五十二 ジメチルエチルメルカプトエチルジチ
 オホスフェイト(別名チオメトン)を含有す
 る製剤
 五十三 ジメチル―二―ジクロロビニルホ
 スフェイト(別名DDVP)を含有する製剤
 五十四 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢
 酸エチルを含有する製剤。ただし、ジメチル
 ジチオホスホリルフェニル酢酸エチル三%以
 下を含有するものを除く。
 五十四の二 三―ジメチルジチオホスホリル―
 S―メチル―五―メトキシ―三・四―チ
 アジアゾリン―二―オン及びこれを含有する
 製剤
 五十四の三 二・二―ジメチル―二・三―ジヒ
 ドロー―ペンゾフラン―七―イルN―
 (N―二―エトキシカルボニルエチル)―
 N―イソプロピルスルフェナモイル)―N―
 メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)
 及びこれを含有する製剤。ただし、二・二―
 ジメチル―二・三―ジヒドロー―ペンゾフ

ラン―七―イルN―(N―二―エトキシ
 カルボニルエチル)―N―イソプロピルスル
 フェナモイル)―N―メチルカルバマート
 六%以下を含有するものを除く。
 五十五 ジメチルジブプロムジクロルエチルホス
 フェイトを含有する製剤
 五十五の二 ジメチル―S―パラクロルフエニ
 ルチオホスフェイト(別名DMCP)及びこ
 れを含有する製剤
 五十五の三 三・四―ジメチルフェニル―N―
 メチルカルバマート及びこれを含有する製剤
 五十五の四 三・五―ジメチルフェニル―N―
 メチルカルバマート及びこれを含有する製
 剤。ただし、三・五―ジメチルフェニル―N―
 メチルカルバマート三%以下を含有するも
 のを除く。
 五十六 ジメチルフタリルイミドメチルジチオ
 ホスフェイトを含有する製剤
 五十六の二 N・N―ジメチルプロバン―一・
 三―ジアミン及びこれを含有する製剤
 五十六の三 二・二―ジメチル―一・三―ベン
 ソジオキソール―四―イル―N―メチルカル
 バマート(別名ベンダイオカルブ)五%以下
 を含有する製剤
 五十七 ジメチルメチルカルバミルエチルチオ
 エチルチオホスフェイトを含有する製剤
 五十八 ジメチル―(N―メチルカルバミルメ
 チル)―ジチオホスフェイト(別名ジメトエ
 ート)を含有する製剤
 五十八の二 ジメチル―二―(一、一―メチル
 ベンジルオキシカルボニル)―一―メチルエ
 チレン)―ホスフェイト及びこれを含有する
 製剤
 五十八の三 O・O―ジメチル―O―(三―メ
 チル―四―メチルスルフェイルフェニル)―
 チオホスフェイト及びこれを含有する製剤
 五十九 ジメチル―四―メチルメルカプト―三―
 一―メチルフェニルチオホスフェイトを含有す
 る製剤。ただし、ジメチル―四―メチルメル
 カプト―三―メチルフェニルチオホスフェイ
 ト二%以下を含有するものを除く。
 五十九の二 三―(ジメトキシホスフェイルオ
 キシ)―N―メチルシスクロトナミド及
 びこれを含有する製剤
 六十 重クロム酸塩類及びこれを含有する製剤
 六十一 砒、酸を含有する製剤。ただし、砒、
 酸一〇%以下を含有するものを除く。

六十二 砒、酸塩類及びこれを含有する製剤。
 ただし、砒、酸として一〇%以下を含有する
 ものを除く。
 六十三 硝酸を含有する製剤。ただし、硝酸一
 〇%以下を含有するものを除く。
 六十四 硝酸タリウムを含有する製剤。た
 だし、硝酸タリウム〇・三%以下を含有し、黒
 色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用
 いて著しくからく着味されているものを除
 く。
 六十五 水酸化カリウムを含有する製剤。た
 だし、水酸化カリウム五%以下を含有するも
 のを除く。
 六十六 水酸化トリアリアル錫、その塩類及び
 これらの無水物並びにこれらのいずれかを含
 有する製剤。ただし、水酸化トリアリアル
 錫、その塩類又はこれらの無水物二%以下を
 含有するものを除く。
 六十七 水酸化トリアルキル錫、その塩類及び
 これらの無水物並びにこれらのいずれかを含
 有する製剤。ただし、水酸化トリアルキル
 錫、その塩類又はこれらの無水物二%以下を
 含有するものを除く。
 六十八 水酸化ナトリウムを含有する製剤。た
 だし、水酸化ナトリウム五%以下を含有する
 ものを除く。
 六十八の二 水酸化リチウム及びこれを含有す
 る製剤
 六十八の三 水酸化リチウム―水和物及びこれ
 を含有する製剤。ただし、水酸化リチウム―
 水和物〇・五%以下を含有するものを除く。
 六十九 無機錳塩類
 六十九の二 スチレン及びジビニルベンゼンの
 共重合物のスルホン化物の七―プロモ―六―
 ヒドロキシ―三―(二R・三S)―三―
 ヒドロキシ―二―ペリジル)―二―オキソ
 プロピル)―四―(三H)―キナゾリンと七―
 プロモ―六―クロロ―三―(二R・三S)―三―
 ヒドロキシ―二―ペリジル)―二―オキソ
 プロピル)―三―ヒドロキシ―二―ペリジ
 ル)―二―オキソプロピル)―四―(三H)―
 キナゾリンとのラセミ体とカルシウムとの
 混合塩(七―プロモ―六―クロロ―三―(三
 R・三S)―三―ヒドロキシ―二―
 ペリジル)―二―オキソプロピル)―四
 (三H)―キナゾリンと七―プロモ―六―
 クロロ―三―(二S・三R)―三―
 ヒドロキシ―二―ペリジル)―二―オキソ

プロピル)―四―(三H)―キナゾリンとの
 ラセミ体として七・二%以下を含有するもの
 に限る。以下この号において同じ。)及びこ
 れを含有する製剤。ただし、スチレン及びジ
 ビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の
 七―プロモ―六―クロロ―三―(二R・三S)―
 三―ヒドロキシ―二―ペリジル)―二―オキソ
 プロピル)―四―(三H)―
 キナゾリンと七―プロモ―六―クロロ―三―
 (三R・三S)―三―ヒドロキシ―二―ペリジ
 ル)―二―オキソプロピル)―三―ヒドロキシ
 (二R・三S)―三―ヒドロキシ―二―ペリジ
 ル)―二―オキソプロピル)―四―(三H)―
 キナゾリンとのラセミ体との混合塩一%以下を含有するも
 のを除く。
 六十九の三 センデユラマイシン、その塩類及
 びこれらのいずれかを含有する製剤。た
 だし、センデユラマイシンとして〇・五%以下
 を含有するものを除く。
 六十九の四 二―チオ―三・五―ジメチルテ
 ラヒドロー―一・三・五―チアアジン及びこ
 れを含有する製剤
 七十 チオセミカルバジドを含有する製剤。た
 だし、チオセミカルバジド〇・三%以下を
 含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシ
 エキスを用いて著しくからく着味されているも
 のを除く。
 七十一 テトラエチルメチレンビスジチオホス
 フェイトを含有する製剤
 七十一の二 テトラクロロニトロエタン及びこ
 れを含有する製剤
 七十一の三 (S)―二・三・五・六―テトラ
 ヒドロー―六―フェニルイミダゾ(二・一―
 b)チアゾール、その塩類及びこれらのい
 ずれかを含有する製剤。ただし、(S)―二・
 三・五・六―テトラヒドロー―六―フェニル
 イミダゾ(二・一―b)チアゾールとして六・
 八%以下を含有するものを除く。
 七十一の四 二・三・五・六―テトラフルオロ
 一―四―メチルベンジル(二)―(一RS・
 三RS)―三―(二―クロロ―三・三・三―
 トリフルオロー―プロペニル)―二・二―
 ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
 (別名テフルトリン)一・五%以下を含有す
 る製剤
 七十一の五 三・七・九・一―三―テトラメチル
 一―五・一―ジオキサ―二・八・一―四―トリ
 チア―四・七・九・一―二―テトラアザペンタ

デカー三・二一ジエン六・一〇一ジオン
(別名チオジカルブ)及びこれを含有する製
剤
七十一の六 二・四・六・八一テトラメチル
一・三・五・七一テトラオキソカン(別名メ
タルデヒド)及びこれを含有する製剤。た
だし、二・四・六・八一テトラメチル一・
三・五・七一テトラオキソカン一〇%以下を
含有するものを除く。
七十二 無機銅塩類。ただし、雷銅を除く。
七十二の二 一ドデシルグアニジニウムIIア
セタート(別名ドジン)六五%以下を含有す
る製剤
七十二の三 三・六・九一トリアザウンデカン
一一・一一一ジアミン及びこれを含有する
製剤
七十三 トリエタノールアンモニウム二・四
ージニトロロー六(一ーメチルプロピル)ー
フエノラートを含有する製剤
七十三の二 トリクロロニトロエチレン及びこ
れを含有する製剤
七十四 トリクロロヒドロキシエチルジメチル
ホスホネイトを含有する製剤。ただし、トリ
クロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイ
ト一〇%以下を含有するものを除く。
七十四の二 二・四・五一トリクロロフエノキ
シ酢酸、そのエステル類及びこれらのいづれ
かを含有する製剤
七十四の三 トリクロロシラン及びこれを含有
する製剤
七十四の四 トリクロロ(フエニル)シラン及
びこれを含有する製剤
七十四の五 一・二・三ートリクロロプロパン
及びこれを含有する製剤
七十四の六 トリブチルトリチオホスフエイト
及びこれを含有する製剤
七十四の七 トリフルオロメタンスルホン酸及
びこれを含有する製剤。ただし、トリフルオ
ロメタンスルホン酸一〇%以下を含有するも
のを除く。
七十五 トルイジン塩類
七十六 トルイレンジアミン及びその塩類
七十六の二 トルエン
七十七 鉛化合物。ただし、次に掲げるものを
除く。
イ 四酸化三鉛
ロ ヒドロオキシ炭酸鉛

ハ 硫酸鉛
七十七の二 ナラシン又はその塩類のいづれか
を含有する製剤であつて、ナラシンとして一
〇%以下を含有するもの。ただし、ナラシン
として一%以下を含有し、かつ、飛散を防止
するための加工をしたものを除く。
七十七の三 二酸化アルミニウムナトリウム及
びこれを含有する製剤
七十七の四 一ー(四ーニトロフエニル)ー三
ー(三ーピリジルメチル)ウレア及びこれを
含有する製剤
七十八 二硫化炭素を含有する製剤
七十八の二 ノニルフエノール及びこれを含有
する製剤。ただし、ノニルフエノール一%以
下を含有するものを除く。
七十九 バリウム化合物。ただし、次に掲げる
ものを除く。
イ バリウムII四(五ークロロー四ーメチ
ル一ニースルホナトフエニルアゾ)ー三ー
ヒドロキシ一ニナフトアート
ロ 硫酸バリウム
八十 ピクリン酸塩類。ただし、爆発薬を除
く。
八十の二 N・N、ービス(二ーアミノエチ
ル)エタン一・二ージアミン及びこれを含有
する製剤
八十の三 ビス(二ーエチルヘキシル)II水素
IIホスフアート及びこれを含有する製剤。た
だし、ビス(二ーエチルヘキシル)II水素II
ホスフアート二%以下を含有するものを除
く。
八十の四 S・Sービス(一ーメチルプロピ
ル)II〇ーエチルIIホスホロジチオアート
(別名カズサホス)一〇%以下を含有する製
剤。ただし、S・Sービス(一ーメチルプロ
ピル)II〇ーエチルIIホスホロジチオアート
三%以下を含有する徐放性製剤を除く。
八十の五 ヒドラジン一水和物及びこれを含有
する製剤。ただし、ヒドラジン一水和物三
〇%以下を含有するものを除く。
八十の六 ヒドロキシエチルヒドラジン、その
塩類及びこれらのいづれかを含有する製剤
八十の七 二ーヒドロキシ一四ーメチルチオ酪
酸及びこれを含有する製剤。ただし、二ーヒ
ドロキシ一四ーメチルチオ酪酸〇・五%以下
を含有するものを除く。
八十一 ヒドロキシルアミンを含有する製剤

八十二 ヒドロキシルアミン塩類及びこれを含
有する製剤
八十二の二 一ービニル一ニピロリドン及び
これを含有する製剤。ただし、一ービニル一
ニピロリドン一〇%以下を含有するものを
除く。
八十三 二ー(三ーピリジル)ーピペリジン
(別名アナバシン)、その塩類及びこれらのい
づれかを含有する製剤
八十三の二 ピロカテコール及びこれを含有す
る製剤
八十三の三 二ー(フエニルパラクロルフエニ
ルアセチル)ー一・三ーインダンジオン及び
これを含有する製剤。ただし、二ー(フエニ
ルパラクロルフエニルアセチル)ー一・三ー
インダンジオン〇・〇二五%以下を含有する
ものを除く。
八十四 フェニレンジアミン及びその塩類
八十五 フェノールを含有する製剤。ただし、
フェノール五%以下を含有するものを除く。
八十五の二 一ー(一ーブチル一ニ)ー(二ー六ー
ジイソプロピル一四ーフエノキシフエニル)
チオウレア(別名ジアフェンチウロン)及び
これを含有する製剤
八十五の三 ブチルII二・三ージヒドロ二・
二ージメチルベンゾフラン一七ーイルII N・
N、ージメチルN・N、ーチオジカルバマ
ー(別名フラチオカルブ)五%以下を含有
する製剤
八十五の四 ーブチルII(E)ー四ー(一・
三ージメチル一五ーフエノキシ一四ーピラゾ
リルメチレンアミノオキシメチル)ベンゾア
ー(一)及びこれを含有する製剤。ただし、一
ブチルII(E)ー四ー(一・三ージメチル一
五ーフエノキシ一四ーピラゾリルメチレンア
ミノオキシメチル)ベンゾア一ト五%以下を
含有するものを除く。
八十五の五 ブチル(トリクロロ)スタナン
及びこれを含有する製剤
八十五の六 Nーブチルピロリジン
八十五の七 二ーセカンダリーブチルフェノ
ール及びこれを含有する製剤
八十五の八 二ーターシャリーブチルフェノ
ール及びこれを含有する製剤
八十五の九 二ー(一ーブチル一五)ー(四ー一
ブチルベンジルチオ)ー四ークロロピリダジ
ン一三(二H)ーオン及びこれを含有する
製剤

八十五の十 ブチルSーベンジルSーエチ
ルジチオホスフエイト及びこれを含有する
製剤
八十五の十一 Nー(四ー一ブチルベンジ
ル)ー四ークロロ一三ーエチル一ーメチル
ピラゾール一五ーカルボキサミド(別名テブ
フエンピラド)及びこれを含有する製剤
八十五の十二 二ー(一ーブチル一五ーメチル
フェノール)及びこれを含有する製剤
八十五の十三 ふつ化アンモニウム及びこれを
含有する製剤
八十五の十四 ふつ化ナトリウム及びこれを含
有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム六%
以下を含有するものを除く。
八十六 ブラスタサイジンSを含有する製剤
八十七 ブラスタサイジンS塩類及びこれを含
有する製剤
八十七の二 ブルシン及びその塩類
八十七の三 ブロムアセトン及びこれを含有す
る製剤
八十八 ブロム水素を含有する製剤
八十八の二 ブロムメチルを含有する製剤
八十八の三 一ーブromo一三ークロロプロパン
及びこれを含有する製剤
八十八の四 二ー(四ープロモジフルオロメト
キシフエニル)ー二ーメチルプロピルII三ー
フエノキシベンジルIIエーテル(別名ハルフ
エンプロックス)及びこれを含有する製剤。
ただし、二ー(四ープロモジフルオロメトキ
シフエニル)ー二ーメチルプロピルII三ーフ
エノキシベンジルIIエーテル五%以下を含有
する徐放性製剤を除く。
八十九 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエ
ンドエキソジメタノフタリン(別名デイル
ドリン)を含有する製剤
九十一 一・二・三・四・五・六ーヘキサクロ
シクロヘキサン(別名リнден)を含有する
製剤。ただし、一・二・三・四・五・六ーヘ
キサクロシクロヘキサン一・五%以下を含
有するものを除く。
九十一 ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノフ
タリン(別名アルドリン)を含有する製剤
九十一の二 ヘキサメチレンジイソシアナート
及びこれを含有する製剤
九十一の三 ヘキサ酸及びこれを含有する製
剤。ただし、ヘキサ酸一%以下を含有す
るものを除く。

九十一の四 ヘキサン一・六―ジアミン及びこれを含有する製剤
 九十二 ベタナフトールを含有する製剤。ただし、ベタナフトール一％以下を含有するものを除く。
 九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸一％以下を含有するものを除く。
 九十二の三 ペンゼン一・四―ジカルボニルジクロリド及びこれを含有する製剤
 九十二の四 ベンゾイルクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイルクロリド〇・〇五％以下を含有するものを除く。
 九三 一・四・五・六・七―ペンタクロル―三・四・七―ア―テトラヒドロ―四・七―(八・八―ジクロルメタン)―インデン(別名ヘプタクロル)を含有する製剤
 九十四 ペンタクロルフェノール(別名PCP)を含有する製剤。ただし、ペンタクロルフェノール一％以下を含有するものを除く。
 九十五 ペンタクロルフェノール塩類及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフェノールとして一％以下を含有するものを除く。
 九十五の二 ペンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタン酸一％以下を含有するものを除く。
 九十六 硼化合物素酸及びその塩類
 九十六の二 ホスホン酸及びこれを含有する製剤
 九十七 ホルムアルデヒドを含有する製剤。ただし、ホルムアルデヒド一％以下を含有するものを除く。
 九十八 無水クロム酸を含有する製剤
 九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、無水酢酸〇・二％以下を含有するものを除く。
 九十八の三 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤。ただし、無水マレイン酸一・二％以下を含有するものを除く。
 九十八の四 メタクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタクリル酸二五％以下を含有するものを除く。
 九十八の五 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一％以下を含有するものを除く。

九十八の六 メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤
 九十八の七 メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤
 九十八の八 メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸〇・五％以下を含有するものを除く。
 九十八の九 ニーメチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤
 九十八の十 メチルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、メチルアミン四〇％以下を含有するものを除く。
 九十八の十一 メチルイソチオシアネート及びこれを含有する製剤
 九十八の十二 三―メチル―五―イソプロピルフェニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
 九十八の十三 メチルエチルケトン
 九十九 N―メチルカルバミル―ニ―クロルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、N―メチルカルバミル―ニ―クロルフェノール二・五％以下を含有するものを除く。
 九十九の二 N―(ニ―メチル―四―クロルフェニル)―N―ジメチルホルムアミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、N―(ニ―メチル―四―クロルフェニル)―N―ジメチルホルムアミジンとして三％以下を含有するものを除く。
 九十九の三 メチル―N―(ニ―(四―クロルフェニル)―H―ビラゾール―三―イルオキシメチル)―フェニル(別名ピラクロストロピン)及びこれを含有する製剤。ただし、メチル―N―(ニ―(四―クロルフェニル)―H―ビラゾール―三―イルオキシメチル)―フェニル(N―メトキシ)カルバマート六・八％以下を含有するものを除く。
 九十九の四 メチルシクロヘキサ―四―クロルフェニルチオホスフェイト一・五％以下を含有する製剤
 九十九の五 メチルジクロルビニルリン酸カルシウムとジメチルジクロルビニルホスフェイトとの錯化合物及びこれを含有する製剤
 九十九の六 メチルジチオカルバミン酸亜鉛及びこれを含有する製剤
 九十九の七 メチル―N、N、―ジメチル―N―(メチルカルバモイル)オキシ―

―チオオキササマイミデート〇・八％以下を含有する製剤
 九十九の八 S―(四―メチルスルホニルオキシフェニル)―N―メチルチオカルバマート及びこれを含有する製剤
 九十九の九 五―メチル―一・二・四―トリアゾロ(三・四―b)ベンゾジアゾール(別名トリシクラゾール)及びこれを含有する製剤。ただし、五―メチル―一・二・四―トリアゾロ(三・四―b)ベンゾジアゾール八％以下を含有するものを除く。
 百 N―メチル―一―ナフチルカルバメートを含有する製剤。ただし、N―メチル―一―ナフチルカルバメート五％以下を含有するものを除く。
 百の二 N―メチル―N―(一―ナフチル)―モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤
 百の三 ニーメチルビフェニル―三―イルメチル(一―RS・二RS)―ニ―(Z)―(二―クロロ―三・三―トリフルオロ―一―プロペニル)―三―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及びこれを含有する製剤。ただし、ニ―メチルビフェニル―三―イルメチル(一―RS・二RS)―ニ―(Z)―(二―クロロ―三・三―トリフルオロ―一―プロペニル)―三―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート二％以下を含有するものを除く。
 百の四 S―(二―メチル―一―ピペリジル―カルボニルメチル)ジプロピルジチオホスフェイト四・四％以下を含有するものを除く。
 百の五 三―メチルフェニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、三―メチルフェニル―N―メチルカルバメート二％以下を含有するものを除く。
 百の六 ニー(一―メチルプロピル)―フェニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、二―(一―メチルプロピル)―フェニル―N―メチルカルバメート二％(マイクロカプセル製剤にあつては、一五％)以下を含有するものを除く。
 百の七 メチル―(四―ブロム―二・五―ジクロルフェニル)―チオベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤

百の八 四―メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、四―メチルベンゼンスルホン酸五％以下を含有するものを除く。
 百の九 メチルホスホン酸ジメチル
 百の十 S―メチル―N―(メチルカルバモイル)―オキシ―チオアセトイミデート(別名メトミル)四五％以下を含有する製剤
 百の十一 メチレンビス(二―チオセミカルバジド)二％以下を含有する製剤
 百の十二 五―メトキシ―N―ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
 百の十三 一―(四―メトキシフェニル)―ピペラジン及びこれを含有する製剤
 百の十四 一―(四―メトキシフェニル)―ピペラジン―塩酸塩及びこれを含有する製剤
 百の十五 一―(四―メトキシフェニル)―ピペラジン二塩酸塩及びこれを含有する製剤
 百の十六 ニーメトキシ―一・三・二―ベンゾジオキサホスホリン―ニ―スルフィド及びこれを含有する製剤
 百の十七 二―メルカプトエタノール一〇％以下を含有する製剤。ただし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二―メルカプトエタノール〇・一％以下を含有するものを除く。
 百の十八 メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカプト酢酸一％以下を含有するものを除く。
 百の十九 モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、モネンシンとして八％以下を含有するものを除く。
 百の二十 モノゲルマン及びこれを含有する製剤
 百一 モノフルオール酢酸、ラブロムアニリド及びこれを含有する製剤
 百一の二 モノフルオール酢酸、ラブロムベンジラミド及びこれを含有する製剤
 百一の三 モルホリン及びこれを含有する製剤。ただし、モルホリン六％以下を含有するものを除く。
 百二 沃化水素を含有する製剤
 百二の二 沃化メチル及びこれを含有する製剤
 百二の三 ラサロシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ラサロシドとして二％以下を含有するものを除く。

百二の四 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤
 百二の五 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤
 百三 硫化燐を含有する製剤
 百四 硫酸を含有する製剤。ただし、硫酸一〇％以下を含有するものを除く。
 百五 硫酸ナトリウムを含有する製剤。ただし、着色され、かつ、トウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。
 百六 硫酸パラジメチルアミノフェニルジアゾニウム、その塩類及びこれらのいづれかを含有する製剤
 百七 燐化亜鉛を含有する製剤。ただし、燐化亜鉛一％以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。
 百八 レソルシノール及びこれを含有する製剤。ただし、レソルシノール二〇％以下を含有するものを除く。
 百九 ロダン酢酸エチルを含有する製剤。ただし、ロダン酢酸エチル一％以下を含有するものを除く。
 百十 ロテンンを含有する製剤。ただし、ロテンン二％以下を含有するものを除く。
 2 硝酸タリウム、チオセミカルバジド、硫酸タリウム又は燐化亜鉛が均等に含有されていない製剤に関する前項第六十四号ただし書、第七十号ただし書、第七十五号ただし書又は第七十七号ただし書に規定する百分比の計算については、当該製剤一〇グラム中に含有される硝酸タリウム、チオセミカルバジド、硫酸タリウム又は燐化亜鉛の重量の一〇グラムに対する比率によるものとする。
第三条 法別表第三第十号の規定に基づき、次に掲げる毒物を特定毒物に指定する。
 一 オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤
 二 四アルキル鉛を含有する製剤
 三 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
 四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤
 五 ジメチル(ジエチルアミド)一クロロクロトニル)一ホスフェイトを含有する製剤

六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
 七 テトラエチルピロホスフェイトを含有する製剤
 八 モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
 九 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
 十 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
附則 抄
 1 この政令は、昭和四十年一月九日から施行する。ただし、第一条及び第二条第一項の規定中、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第六十五号)による改正前の毒物及び劇物取締法(以下「旧法」という。)別表第一第一号から第十八号まで及び別表第二第一号から第五十七号まで並びに従前の毒物及び劇物指定令(以下「旧令」という。)第一条及び第二条第一項に規定されていない物に係る部分は、昭和四十年七月一日から施行する。
附則 (昭和四〇年七月五日政令第二四四号)
 この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四〇年一〇月二五日政令第三四〇号)
 この政令は、第二条第十号の次に一号を加える改正規定及び同条第三十二号の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
附則 (昭和四一年七月一八日政令第二五五号)
 この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四二年一月三一日政令第九九号)
 この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四二年二月二六日政令第三七三号)
 この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四三年八月三〇日政令第二七六号)
 この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四四年五月一三日政令第一一五号)
 この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四六年三月二三日政令第三一号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、同項第十七号の次に一号を加える改正規定、同項第七十四号の二を同項第七十四号の三とし、同項第七十四号の次に一号を加える改正規定及び同項第九十九号の三の次に一号を加える改正規定は、昭和四十六年六月一日から施行する。
附則 (昭和四七年六月三〇日政令第二五三号) 抄
 1 この政令は、昭和四十七年八月一日から施行する。
 2 (経過規定)
 4 改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第九十八号の二及び第九十八号の三に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。
附則 (昭和四九年五月二四日政令第一七四号) 抄
 1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
附則 (昭和五〇年八月二九日政令第二五三三号)
 1 この政令は、昭和五十年九月一日から施行する。(経過規定)
 2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第二十二号の二又は第九十八号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。
附則 (昭和五〇年二月一九日政令第三五八号)
 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年四月三〇日政令第七四号)
 1 この政令は、公布の日から施行する。(施行期日)
 2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第八十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十一年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十一年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。
附則 (昭和五一年七月三〇日政令第二〇五号)
 この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五三年五月四日政令第一五六号)
 この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五三年一〇月二四日政令第三五八号)
 1 この政令は、昭和五十三年十一月一日から施行する。
 2 改正後の毒物及び劇物指定令第一条第九号の二及び第十五号の二に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項の規定による毒物の表示がなされているものについては、昭和五十四年二月二十八日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。
附則 (昭和五五年八月八日政令第二〇九号)
 この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五六年八月二五日政令第二七一号)
 1 この政令は、昭和五十六年九月一日から施行する。
 2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第三十号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十六年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
 3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十六年

十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第十二条第二項の規定は、適用しない。

附則（昭和五十七年四月二〇日政令第一二二号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十八年三月二九日政令第三五号）
この政令は、昭和五十八年四月十日から施行する。

- この政令は、昭和五十八年四月十日から施行する。
- この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第四十六号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十八年六月三十日まで、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（昭和五十八年二月二日政令第二四六号）
この政令は、昭和五十八年十二月十日から施行する。

- この政令は、昭和五十八年十二月十日から施行する。
- この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十九年二月二十九日まで、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十九年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（昭和五十九年三月一六日政令第三〇号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年四月一六日政令第一〇九号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年二月一七日政令第三一三号）
この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。
附則（昭和六一年八月二九日政令第二八四号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年一月二二日政令第二二二号）
この政令は、公布の日から施行する。

- この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条第十七号の次に一号を加える改正規定は、昭和六十二年一月二十日から施行する。
- 第一条第十七号の次に一号を加える改正規定の施行の際現に改正後の第一条第十七号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和六十二年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 前項に規定する物であつて、第一条第十七号の次に一号を加える改正規定の施行の際現に存するものについては、昭和六十二年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（昭和六二年一月二日政令第三四五号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年六月三日政令第一八〇号）
この政令は、公布の日から施行する。

- この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定は、昭和六三年六月十日から施行する。
- 第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定の施行の際現に改正後の第二条第一項第七十四号の四に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和六三年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 前項に規定する物であつて、第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定の施行の際現に存するものについては、昭和六三年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（昭和六三年九月三〇日政令第二八五号）
この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成元年三月一七日政令第四七号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年二月一七日政令第一六二号）
この政令は、公布の日から施行する。

- この政令は、公布の日から施行する。
- 改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第十号の三に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包に改正前の毒物及び劇物指定令第二条第一項第十号の三に掲げる名称により毒物及び劇物取締法第十二条第二項の規定による表示がなされているものについては、平成二年五月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

附則（平成二年九月二二日政令第二七六号）
この政令は、公布の日から施行する。

- この政令は、平成二年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の二、第三十二号及び第九十九号の七の改正規定は、公布の日から施行する。
- この政令の施行の際現に改正後の第一条第二号の三、第六号の二から第六号の六まで、第十三号の三及び第十三号の四並びに第二条第一項第一号の二、第七十四号の三及び第九号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
- 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成三年四月五日政令第一〇五号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年二月一八日政令第三六九号）
この政令は、公布の日から施行する。

- この政令は、平成三年十二月二十五日から施行する。ただし、第一条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。
- この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の二及び第二十六号の五並びに第二条第一項第二号の二、第四号の二、第十七号の二、第二十二号の三、第二十八号の二から第二十八号の四まで及び第二十八号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成五年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

附則（平成五年三月一六日政令第二九四号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成五年四月一日から施行する）
この政令は、公布の日から施行する。

- この政令は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第五十四号の三の改正規定は、公布の日から施行する。
- この政令は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第五十四号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号並びに第二条第一項第一号の四、第十四号の五、第十五号の二、第二十八号の二、第四十号の二、第四十三号の二、第九十一号の二及び第九十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成四年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

附則（平成四年三月二二日政令第三八八号）
この政令は、公布の日から施行する。

- この政令は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第五十四号の三の改正規定は、公布の日から施行する。
- この政令は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第五十四号の三の改正規定は、公布の日から施行する。
- 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成四年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成五年三月一六日政令第二九四号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成五年四月一日から施行する）
この政令は、公布の日から施行する。

- この政令は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号、第七十一号の三及び第九号の六の改正規定は、公布の日から施行する。
- この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の二及び第二十六号の五並びに第二条第一項第二号の二、第四号の二、第十七号の二、第二十二号の三、第二十八号の二から第二十八号の四まで及び第二十八号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成五年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

附則（平成五年三月一六日政令第二九四号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成五年四月一日から施行する）
この政令は、公布の日から施行する。

- この政令は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第五十四号の三の改正規定は、公布の日から施行する。
- この政令は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第五十四号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成五年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二條第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成六年三月一八日政令第五三三号）

この政令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二條第一項第一号の四、第三十二号及び第九十八号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月一九日政令第二九六号）

この政令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、第一條第二十三号並びに第二條第一項第十号の三及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年四月一四日政令第一八三三号）

1 この政令は、平成七年四月二十三日から施行する。ただし、第二條第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一條第二十三号の二並びに第二條第一項第二十二号の二、第三十号の二、第五十号の四及び第九十八号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成七年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三條、第七條及び第九條の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成七年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二條第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成七年九月二二日政令第三三八号）

この政令は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二條第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年十一月一七政令第三九〇号）

1 この政令は、平成七年十二月一日から施行する。

（経過措置）
2 この政令の施行の際現に改正後の第一條第二十六号の五及び第二條第一項第九号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成八年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第十二條第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成八年三月二五政令第三九七号）

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成八年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第十二條第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成八年四月一四日政令第三九七号）

1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二條第一項第十号、第三十二号、第三十七号の三及び第八十八号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年六月三十日政令第三九七号）

2 この政令の施行の際現に改正後の第二條第一項第八十号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三條、第七條及び第九條の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二條第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成八年十一月二二日政令第三二二号）

1 この政令は、平成八年十二月一日から施行する。ただし、第一條第十八号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二條第一項第九十九号の六に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二條第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。以下同じ）の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同法第十二條第一項の規定は、適用しない。

附 則（平成九年三月二四日政令第五九七号）

この政令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第二條第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

3 この政令の施行前にした改正後の第二條第一項第九十九号の六に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年五月一五政令第一七二号）

1 この政令は、平成一〇年六月一日から施行する。ただし、第二條第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年五月一五政令第一七二号）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一條第一号及び第二十六号の二並びに第二條第一項第二十八号の五、第二十八号の六及び第五十五号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成一〇年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三條、第七條及び第九條の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成一〇年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二條第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成一〇年二月二四日政令第四〇五号）

1 この政令は、平成一〇年一月一日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一條第一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成一〇年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三條、第七條及び第九條の規定は、適用しない。

附 則（平成一二年四月二八日政令第二一三三号）

1 この政令は、平成一二年五月二十日から施行する。ただし、第二條第一項第十四号の四、第十五号の三及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二條第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成一二年九月二九日政令第二九三三号）

1 この政令は、平成一二年十月十五日から施行する。ただし、第二條第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年九月二二日政令第四二九号）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一條第六号の二及び第十二号の二並びに第二條第一項第八十七号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成一二年十一月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三條、第七條及び第九條の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成一二年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二條第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成一二年九月二二日政令第四二九号）

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成一二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二條第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附 則（平成一二年九月二二日政令第四二九号）

1 この政令は、平成一二年九月二二日から施行する。

この政令は、平成十二年十月五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年六月二九日政令第二七号）

この政令は、平成十三年七月十日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年三月二五日政令第六七号）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）
この政令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十四年六月三十日まで、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二号第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十四年六月三十日まで、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二号第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成一四年一月二七日政令第三四七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年三月一七日政令第四三三号）

1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第六号の四、第二十四号の三及び第三十一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十六年六月

三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二号第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成一七年三月二四日政令第六五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月二二日政令第一七六号）

1 この政令は、平成十八年五月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第二条第一項第三十号の六に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二号第五項において準用する場合を含む。）以下同じ。の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同法第十二条第一項の規定は、適用しない。

3 この政令の施行前にした新令第二条第一項第三十号の六に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この政令の施行の際現に新令第二条第一項第七十二号の二、第八十五号の九及び第九十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十八年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

5 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十八年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成一九年八月一五日政令第二六三号）
（施行期日）
この政令は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第七十九号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第十九号の三並

びに第二条第一項第四号の四、第十四号の二及び七十二号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十九年十一月三十日まで、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九号の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十九年十一月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二号第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二〇年六月二〇日政令第一九九号）
（施行期日）
この政令は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の十一及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

1 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第二号の三、第十号の三及び第二十六号の十並びに第二条第一項第一号の五、第一号の六、第五十号の二及び第八十八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二号第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二号第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二二年四月八日政令第一二〇号）
（施行期日）
この政令は、平成二十二年四月二十日から施行する。ただし、第二条第一項第十号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

1 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一条第一号の二から第一号の四まで及び第十六号の二並びに第二条第一項第二号の二、第四号の二、第七十一号の六及び第九号の

十一から第九号の十三までに掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九号の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二号第五項において準用する場合を含む。）以下同じ。の規定は、適用しない。

4 新令第一条第二十六号の八に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項の規定による毒物の表示がなされているものについては、平成二十二年七月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

5 この政令の施行前にした新令第一条第二十六号の八に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二三年一月二五日政令第二四二号）
（施行期日）
この政令は、平成二十三年十二月三十一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

1 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第四号の五、第十八号の三及び第四十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十三年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九号の規定は、適用しない。

2 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十三年三月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二号第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二三年一〇月一四日政令第三一七号）
（施行期日）
この政令は、平成二十三年十月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の五、

1 この政令は、平成二十三年十月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の五、

1 この政令は、平成二十三年十月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の五、

1 この政令は、平成二十三年十月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の五、

第三十二号及び第五十四号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の三及び第二十四号の四並びに第二条第一項第百号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行当該営業については、平成二十四年一月三十一日までは、毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年一月三十一日までは、法第十二条第一項(法第十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附則 (平成二十四年九月二〇日政令第二四二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十四年九月二二日政令第二四五号)

1 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令(以下「新令」という。)第一条第五号の二、第十号の四、第十九号の四及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十二号、第四十一号の三、第五十号の二、第九十八号の三及び第九十八号の六に掲げる物(同項第三十二号に掲げる物にあつては、この政令による改正前の毒物及び劇物指定令(以下「旧令」という。)第二条第一項第三十二号(89)に掲げる物(新令第一条第十号の四に掲げる物に該当するものを除く。)に該当するものに限る。)の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行当該営業については、平成二十四年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、法第十二条第一項(法第十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

4 新令第一条第十六号の二に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

5 この政令の施行前にした旧令第二条第一項第五十五号の三に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十五年六月二八日政令第二〇八号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十五年七月十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の二、第六号の四、第十九号の三及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行当該営業については、平成二十五年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十月三十一日までは、法第十二条第一項(法第十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附則 (平成二六年六月二五日政令第二二七号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二六年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の五及び第六号の六並びに第二条第一項第八十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行当該営業については、平成二六年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二六年九月三十日までは、法第十二条第一項(法第十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

月三十日までは、法第十二条第一項(法第十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附則 (平成二七年六月二九日政令第二五一号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二七年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第二十二号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の四、第十三号の四及び第三十一号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行当該営業については、平成二七年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二七年九月三十日までは、法第十二条第一項(法第十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

附則 (平成二八年七月一日政令第二五五号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二八年七月十五日から施行する。ただし、第一条第二十六号の十一の改正規定(「製剤」の下に「。ただし、ニメルカプトエタノール〇%以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。)、第二条第一項第三十二号の改正規定及び同項第九十八号の三の改正規定(「製剤」の下に「。ただし、メタパナジン酸アンモニウム〇.〇%以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。)並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の公布の日から平成二八年七月十四日までの間における第一条第二十六号の十一の改正規定(「製剤」の下に「。ただし、ニメルカプトエタノール〇%以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。)による改正後の同号の規定の適用については、同号中「ニメルカプトエタノール〇%以下」とあるのは、「容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、ニメルカプトエタノール〇.一%以下」とする。

第三条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の八及び第二十六号の五並びに第二条第一項第二十四号の二、第八十号の二、第八十五号の五、第八十五号の七、第九十八号の二及び第九十八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行当該営業については、平成二八年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二八年十月三十一日までは、法第十二条第一項(法第十二条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第二項の規定は、適用しない。

第四条 ニメルカプトエタノール〇%以下を含有する製剤(容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、ニメルカプトエタノール〇.一%以下を含有するものを除く。)であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二八年十月三十一日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条 この政令の施行前にしたニメルカプトエタノール〇%以下を含有する製剤(容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、ニメルカプトエタノール〇.一%以下を含有するものを除く。)に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二九年六月一四日政令第一六〇号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二九年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第一号、第七号、第三十二号及び第九十八号の三の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の公布の日から平成二九年六月三十日までの間における第一条第十八号の改正規定による改正後の同号の規定の適用については、同号中「亜セレン酸〇.〇〇八二%以下を含有する製剤」とあるのは、「容量一リットル以下の容器に収められた製剤であつて、亜セ

レン酸〇.〇〇八二%以下を含有するものを除く。」とする。

レン酸〇・〇〇〇八二%以下を含有するもの」とする。

第三条 この政令の施行の際現にニーターシャリ
ーブチルフェノール及びこれを含有する製剤の
製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引
き続き行う当該営業については、平成二十九
年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以
下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規
定は、適用しない。

2 ニーターシャリブチルフェノール及びこれ
を含有する製剤であつて、この政令の施行の際
現に存するものについては、平成二十九年九月
三十日までは、法第十二条第一項（法第二十
二条第五項において準用する場合を含む。次条に
おいて同じ。）及び第二項の規定は、適用しな
い。

第四条 亜セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有す
る製剤（容量リットル以下の容器に収められ
たものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇八
二%以下を含有するものを除く。）であつて、
この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器
及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定に
よる毒物の表示がされているものについては、
平成二十九年九月三十日までは、引き続きその
表示がされている限り、同項の規定は、適用し
ない。

第五条 この政令の施行前にした亜セレン酸〇・
〇〇八二%以下を含有する製剤（容量リット
ル以下の容器に収められたものであつて、亜セ
レン酸〇・〇〇〇八二%以下を含有するもの
を除く。）に係る行為に対する罰則の適用につ
いては、なお従前の例による。

**附 則（平成三〇年六月二九日政令第一
九七号）**

1 この政令は、平成三十年七月一日から施行す
る。ただし、第二条第一項第三十二号及び第九
十八号の二の改正規定は、公布の日から施行す
る。

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正
後の第一条第一号の八、第六号の七、第十号の
四、第十九号の五、第二十二号の二、第二十三
号の三及び第二十三号の四並びに第二条第一項
第四号の五、第十一号の二、第三十七号の三、
第五十六号の二、第六十八号の二、第六十八号
の三、第七十四号の四、第七十七号の三、第八

十号の二、第九十六号の二及び第八十八号に掲
げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んで
いる者が引き続き行う当該営業については、平
成三十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締
法（次項において「法」という。）第三条、第七
条及び第九条の規定は、適用しない。

**附 則（平成三〇年二月二九日政令第
三四二号）**

1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行
する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正
規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正
後の第二条第一項第四十二号の二、第四十七号
の三、第百号の十七及び第百一号の三に掲げる
物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者
が引き続き行う当該営業については、平成三十
一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法
（次項において「法」という。）第三条、第七
条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の
際現に存するものについては、平成三十一年三
月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二
十二条第五項において準用する場合を含む。）
及び第二項の規定は、適用しない。

**附 則（令和元年六月一九日政令第三一
号）**

1 この政令は、令和元年七月一日から施行す
る。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規
定、同項第五十号の三の改正規定（「製剤」の
下に、「。ただし、二（ジメチルアミン）エチ
ルメタクリレート六・四%以下を含有するもの
を除く。」を加える部分に限る。）及び同項第
六十八号の三の改正規定は、公布の日から施行
する。

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正
後の第二条第一項第三十号の六、第三十九号の
二、第四十二号の三、第五十号の三、第七十四
号の四、第九十一号の三、第九十二号の二及び

第九十五号の二に掲げる物の製造業、輸入業又
は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営
業については、令和元年九月三十日までは、毒
物及び劇物取締法（次項において「法」とい
う。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適
用しない。

**附 則（令和二年六月二四日政令第二〇
三号）**

1 この政令は、令和二年七月一日から施行す
る。ただし、第二条第一項第三十二号及び第六
十八号の三ただし書の改正規定は、公布の日か
ら施行する。

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正
後の第一条第六号の十三及び第十三号の三並び
に第二条第一項第四号の七、第八号の二、第十
八号の四、第二十八号の九、第四十一号の四、
第七十八号の二、第八十二号の二、第八十五号
の十三、第八十五号の十四、第九十二号の三、
第九十二号の四、第九十八号の八、第百二号の
四及び第百二号の五に掲げる物の製造業、輸入
業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当
該営業については、令和二年九月三十日まで
は、毒物及び劇物取締法（次項において「法」
という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、
適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の
際現に存するものについては、令和二年九月三
十日までは、法第十二条第一項（法第二十二
条第五項において準用する場合を含む。）及び第
二項の規定は、適用しない。

**附 則（令和四年一月二八日政令第三六
号）**

1 この政令は、令和四年二月一日から施行
する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正
規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現にこの政令による
改正後の第二条第一項第百号の八に掲げる物の
製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引
き続き行う当該営業については、令和四年四月
三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下
「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規
定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の
際現に存するものについては、令和四年四月三
十日までは、法第十二条第一項（法第二十二
条第五項において準用する場合を含む。次条に
おいて同じ。）及び第二項の規定は、適用しな
い。

**附 則（令和五年五月二六日政令第一九
三号）**

1 この政令は、令和五年六月一日から施行す
る。ただし、第二条第一項第七号及び第八号の
二ただし書の改正規定は、公布の日から施行す
る。

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正
後の第二条第一項第四号の八に掲げる物の製造
業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続
き行う当該営業については、令和五年八月三十
一日までは、毒物及び劇物取締法（次項にお
いて「法」という。）第三条、第七条及び第九
条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の
際現に存するものについては、令和五年八月三
十一日までは、法第十二条第一項（法第二十
二条第五項において準用する場合を含む。）及び
第二項の規定は、適用しない。

第四条 この政令の施行前にした毒物除外物に係
る行為に対する罰則の適用については、なお従
前の例による。